

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業運営要領

児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けについては、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱」（平成28年12月26日付け子ども第2400号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1 要領の目的

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に係る社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該事業の円滑な運営に資するものとする。

2 貸付対象者について

- (1) 貸付対象者は、道内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又はこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中若しくは委託を解除された者とする。
- (2) 要綱第4の1及び2に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。
- (3) 進学者は、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする。
- (4) 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする。
- (5) 就職者には、道社協が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、要綱第4の2の(2)に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者とする。

3 貸付期間について

要綱第5の1及び2に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないものとする。

4 貸付金の限度について

- (1) 家賃支援費の貸付けの限度額となる「居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額」については、単身世帯の額とする。

なお、道、札幌市、旭川市、函館市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。

- (2) 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

5 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

6 連帯保証人について

連帯保証人は、原則として1名とする。

7 法定代理人の同意について

資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要として差し支えないものとする。

8 貸付台帳への記載について

道社協は、貸付決定を行った場合には、貸付決定を行った者について、次の各号に定める事項を記載した貸付台帳を作成するなどして、貸付けの実施状況について適切な管理に努めるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 貸付決定日
- (4) 貸付決定期間及び貸付決定額

- (5) 貸付けの種類
- (6) 進学者又は就職者の状況
- (7) 資格取得希望者の状況
- (8) 連帯保証人の状況
- (9) 就業の継続状況
- (10) 返還債務の履行猶予の状況
- (11) 返還債務の免除の状況
- (12) 返還の状況
- (13) その他、社会福祉法人北海道社会福祉協議会長（以下「道社協会長」という。）が必要と認める事

9 返還について

- (1) 要綱第13及び第14の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。
- (2) 要綱第13の(3)に規定する「資格を取得する見込みがなくなると認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
 - イ 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき
 - ウ 死亡したとき
 - エ その他資格を取得する見込みがなくなると認められるとき

10 返還の債務の裁量免除について

- (1) 要綱第15の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものとする。

また、要綱第15の(3)に規定する返還の裁量免除は、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものとする。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないものとする。
- (2) 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、要綱第15の(4)の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

11 会計経理について

- (1) 道社協においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にするものとする。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額、貸付事務費等の貸付事業決算書を策定し、道に報告しなければならない。
- (2) 本貸付事業の実施に必要な貸付事務費として、要綱第21により交付された貸付原資から毎年度480万円までの範囲で使用できることとする。
- (3) 前項の規定により貸付原資から充当できる貸付事務費は、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。
- (4) 道社協会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算を終了するものとする。
- (5) 道社協会長は、貸付原資を本貸付事業の目的以外に使用してはならない。
- (6) 貸付原資は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (7) 本貸付事業に係る債権管理は、道社協が行うものとする。

12 事業の廃止について

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると道が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。

なお、この場合における精算に当たっては、要綱第22の3の規定に基づき行うものとする。

13 道の役割について

自立支援資金の貸付けに当たって、道が道社協に対して必要な指導・助言を行う場合は、次に掲げる内容とする。

- (1) 貸付事業の実施に当たって、道社協に対して、貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額、事務費の執行計画等を定めた貸付計画書を策定させ、当該計画書（当該計画書を変更する場合を含む。）の内容について承認すること。
- (2) 道社協が債権管理を適切に行うことができるものとして定めた要綱第13に規定する自立支援資金の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について承認すること。
- (3) 道社協が要綱第15の（2）に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について承認すること。
- (4) その他貸付事業の実施に当たって道社協に対する必要な指導・助言を行うこと。

附 則

この要領は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年7月31日改正、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年2月22日改正、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年3月4日改正、令和3年12月20日から摘要する。